

中世の鳥獣をめぐる職能・身分

世界人権問題研究センター・人権大学講座
京都文化博物館／世界人権問題研究センター登録研究員
2022年11月17日

西山 剛

問題提起

殺生禁断思想の普及

室町期、狩猟・漁労といった殺生を伴う行為が衰退し、肉食が消滅していく（原田 1995）

仏教・神道思想の流通“穢観念”により中世においては肉食の禁忌が世間に流布（中澤 2018）

→鳥獣の受容をめぐる実態面→そこに存在する職能民とそれに関する差別意識

→諸史料を通して、実態面を観察していく

1. 中世における鳥獣類（魚類）受容-絵画資料から-

A. 各種絵巻

粉川寺縁起絵巻（12世紀後半頃）[粉川寺所蔵]

天狗草子 伝三井寺本（原本13世紀後半）[東京国立博物館]

石山寺縁起絵巻（14世紀半頃）[石山寺所蔵]

B. 洛中洛外図屏風

洛中洛外図屏風・上杉本（16世紀）[米沢市上杉博物館]

洛中洛外図屏風・旧高津本（17世紀）[九州国立博物館]

C. 工芸・武具への利用

漆革の利用（華鬘、箱）

甲冑の胴に用いられる染革（絵革） cf 職人尽図屏風（喜多院蔵）

→中世を通じて、さまざまな生活分野で動物の受容は続く

2. 狩猟採集の実態

A. 文学史料からみる狩猟民

◆ 仏教の罪業感に照らし殺生の苦しみを受ける姿→観念的差別意識の表象
能・善知鳥における獵師の姿【参考1（家塚 2018）】

「僧が陸奥国外の浜の獵師の家に行くと、亡き夫の着物には片袖がなく、持参した袖がぴったり合う。蓑笠を手向け弔いをするると獵師の幽霊が現れる。生前、殺生をしたため、地獄に堕ちた陰惨な姿である。獵師の幽霊はわが子に近づこうとするのだが、生前、子鳥を捕って親鳥と引き離れた報いで、近づくことができない。獵師の幽霊は殺生の所業のあさましさを語り、鳥を捕るさま、地獄の苦しみを見せ、救いを求

め、消え去るのであった。」(家塚 2018)

◆ 各種の異能を発揮する職能民としての存在

(ア)「美作国神依獵師謀止生贄語第七」『今昔物語集』

狩獵の力を発揮し“神殺し”を行い、生贄を救う存在

「男ハ凍ノ如ナル刀ヲ抜テ、一ノ猿ヲ捕ヘテ、俎ノ上ニ引臥テ、頭ニ刀ヲ差宛テ、「汝が人ヲ殺シテ、肉村ヲ食ハ、此ク為ル。シヤ頸切テニ犬ニ飼テン」ト云ヘバ、猿、顔ヲ赤メテ、目ヲシバ叩キテ、齒ヲ白ク食出シテ、涙ヲ垂テ、手ヲ摺ドモ、耳モ不聞入」【史料1】

(イ)「愛宕護山聖人被ル謀野猪ニ語 第十三」『今昔物語集』

野猪に化かされた聖人を、野猪を射殺して助ける

「鋭雁矢ヲ弓ニ番テ、聖人ノ礼ミステ低シ臥タル上ヨリ差シ越シテ、弓ヲ強ク引テ射タレバ、菩薩ノ御胸ニ当ル様ニシテ、火ヲ打消ツ様ニ光モ失ヌ。谷サマニ動テ逃ヌル音ス」【史料2】

(ウ)老馬『平家物語』

鶴越の時、その生業知をもって助言し、義経に同道し獵師の姿

「熊王と云ふ童の、生年十八歳になるを奉る。やがてもとどりとりあげ、父をば鷲尾庄司武久といふ間、これをば鷲尾の三郎義久となのらせ、さきうちせさせて案内者にこそ具せられけれ」【史料3】

→一谷の戦いにおいてその立役者の一人に獵師の姿

* 獵師の生業知や職能に関する畏敬

* 脱世俗的（秩序破壊的な）力を発揮する獵師の姿

B. 歴史史料からみる肉と皮を得る（食べる）人々

◆ 殺生が忌避される地＝聖域：タブーを侵す行為としての狩獵

(エ)高野山領内で十津川郷人が鹿狩をすることを嘆く

「剩射数十鹿、剥皮取穴候了、寺家之歎何事過之候哉、」【史料4】

(オ)伊勢外宮仮殿遷宮の勘案につき、肉食が忌避される

「左大將相語云、肉食之者穢有甲乙之由、法家申之、依非尋常之儀、相尋神祇權大副兼康之處、同申此由、此条如何、未聞及事欺云々」【史料5】

◆ 権力者に編成される特権的な商業者としての姿

・ 供御人制

本来、天皇の供御（食物）の貢進を行うもので、禁裏供御人とも称する。その身分的

従属関係の結果として、他の国家的課役の免除の特権を得ていた。のちには、その特権を拡大し、関所などの自由通行権・営業権・営業独占権などを獲得した。また、その特権を獲得するために商工業者で供御人となったものが多い。また、その種類も拡大されて、単に食物関係のみならず、鋳物・火鉢・水銀などにも及び、供御人を従属させた官衛もひろく多数にわたっている。

(カ) 禁裏駕輿丁の拡大におされ商業活動が圧迫される鳥供御人【史料6】

「鳥供御人無人之間、歳末課役等厳密雖加問答、駕輿丁方倍增トテ不致其沙汰、駕輿丁可落之由、付広橋黄門申訴訟」

→商業的な拡大の中で、さまざまな獣肉を扱うようになる【史料7】

「右禁裏御料所鳥之座狼猿兎狐狸獺等商買事、従先規聊無他妨致存知之段、無紛之処、近年於洛中猥商買之儀在之」

(キ) 公家の側も皮革工芸の商業課役を徴収する権限を有する

公家の家政機構の中に位置付けられた皮籠に対する課役【史料8】

「家領洛中洛外皮籠公事銭事、当知行之処、動有無沙汰族云々、太無謂、所詮座頭之儀、被申付太郎左衛門、平右衛門之上者、公事銭如先規可令全領知給之由、所被仰下也、仍執達如件」

(ク) 山科家を後楯とした嵯峨供御人（行滕）、猪皮公事をめぐる相論

「昨日嵯峨御厨子所供御人商買、猪皮公事銭、野口之河原者、近衛殿爲御扶持可取之由中云々」【史料9】

3. 動物利用（者）への差別

- ・通説：中世を通じて殺生觀念の流通→肉食の減少 能楽《善知鳥》で確認した罪業感は存在
- ・実態：中世を通じて変わらぬ肉食・皮革受容の慣行が継続

むしろ公家・朝廷の機構の中に組み込まれシステムティックに位置付けられる存在

→殺生の禁忌→朝廷・神社など上位権力に編成（保護）されることで免罪符を獲得
(供御人・神人)

→肉食は公武の上層階級でも継続するが、生産の獵師たちには一定の賤視がある。

今と変わらないダブルスタンダードな殺生の受容があり、前近代を特別視できない

〈参考文献〉

- ◇ 金子賢治『日本の美術 革工芸』（至文堂、1994）
- ◇ 原田信男「中世における殺生観の展開」（『国立歴史民俗博物館研究報告』61号、1995）
- ◇ 梶島孝雄『資料 日本動物史』（八坂書房、2002）
- ◇ 齊藤研一「中世絵画に見る動物の捕獲・加工・消費」（小野正敏・五味文彦・萩原三雄編『動物と中世：獲る・使う・食らう』高志書院2009）
- ◇ 中澤克昭『肉食の社会史』（山川出版社、2018）
- ◇ 家塚智子「能《善知鳥》にみる賤視・職能観について」（『中近世の被差別民像 非人・河原者・散所』、公益財団法人世界人権問題研究センター、2018）